

平成20年度さいたま市下水道事業会計補正予算(第4号)

(総 則)

第1条 平成20年度さいたま市下水道事業会計の補正予算(第4号)は、次に定めるところによる。

(債務負担行為)

第2条 債務負担行為をすることができる事項、期間及び限度額を次のとおり追加する。

事 項	期 間	限 度 額
公共下水道敷設事業	平成20年度から 平成21年度まで	2,100,000千円

平成21年2月3日 提出

さいたま市長

相 川 宗 一